

JAXA第4期中長期目標及び第4期中長期計画の変更について

令和2年12月14日

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（科技イノベ活性化法）の改正に基づき、JAXA法第18条（業務の範囲等）が改正（出資機能の追加）されたため、JAXA中長期目標・計画の変更を行う。

第十八条

十 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第三十四条の六第一項の規定による出資並びに人的及び技術的援助のうち政令で定めるものを行うこと。

（令和3年4月1日施行）

◆法改正のポイント

AIやIoTなど科学技術・イノベーションの急速な進展により、人間や社会の在り方と科学技術・イノベーションとの関係が密接不可分となっている現状を踏まえ、人文科学を含む科学技術の振興とイノベーション創出の振興を一体的に図っていくため、科学技術基本法、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律、内閣府設置法等の一部を令和2年6月に改正した。施行の期日は、令和3年4月1日。

（内閣府 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律への改正の概要より抜粋）

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律の改正により、法人の成果を活用する事業者等に出資できる研究開発法人に、JAXA含む5法人が追記された。（p.6参照）

◆出資機能のポイント

科技イノベーション活性化法第34条の6に基づき、研究開発の成果の実用化及びこれによるイノベーションの創出を図るため、JAXAは、以下①～③の者に対し、出資並びに人的及び技術的援助（出資等）を行うことができる。（内閣府・文科省 研究開発法人による出資等に係るガイドラインを参照）

① 出資等を行う研究開発法人の研究開発成果を活用するベンチャー【法第34条の6第1項第1号に規定】

② 出資等を行う研究開発法人の研究開発成果を活用するベンチャーに対して、必要な助言、資金供給等を行うベンチャーキャピタル（VC）又はファンド（ベンチャーキャピタル等）

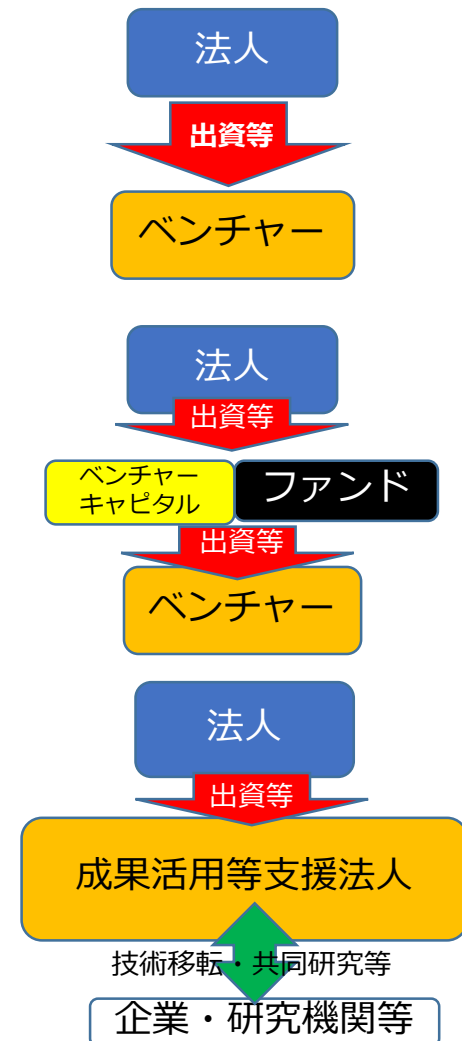
【法第34条の6第1項第2号に規定する成果活用事業者に対し当該成果活用事業者の行う事業活動に必要な助言や資金供給等の事業を行う者】

③ 成果活用等支援法人（※）

【法第34条の6第1項第3号に規定する研究開発法人の成果の民間事業者への移転、共同研究開発等についての企画及びあっせん等により研究開発法人の研究開発の成果の活用を促進する者】

※ 参考）現行の「研究開発法人による出資等に係るガイドライン」によると、以下のような当該研究開発法人の成果の活用を促進する活動を行う法人、とされている。

- ①研究開発法人の研究開発の成果の民間事業者への移転
- ②研究開発法人の共同研究開発等についての企画及びあっせん
- ③その他の研究開発法人の成果の活用を促進する活動（研究開発法人の有する研究開発成果等を活用できる企業とのプラットフォームの構築並びに当該プラットフォームを通じた企業への情報提供及び連携促進等）



◆中長期目標への具体的記載

Ⅲ.4.1 民間事業者との協業等の宇宙利用拡大及び産業振興に資する取組(赤字部分を追記)

(前略)

また、民間の活力の活用を更に促進することを目指し、民間でできるものは民間から調達することを基本とする。民間活力活用の促進のため、「**科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律**」(平成20年法律第63号)に基づき、JAXAの研究開発の成果に係る**成果活用事業者等**に対して、**出資並びに人的及び技術的援助の業務等を行うこと**で、JAXAの研究開発成果を活用する事業創出及びオープンイノベーションを喚起する取組を強化するとともに、ベンチャー企業や異業種企業を含む宇宙産業への参入促進、事業化の加速及び宇宙産業の競争力強化等に取り組み、宇宙産業の拡大及び宇宙産業を担う人材の育成にも貢献する。(以下略)

(参考) 中長期目標への追記を受けて、中長期計画にも以下のように追記予定。

I.2.1 民間事業者との協業等の宇宙利用拡大及び産業振興 に資する取組

(前略)

また、民間の活力の活用を更に促進することを目指し、民間でできるものは民間から調達することを基本とする。民間活力活用の促進に向け、「**科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律(平成20年法律第63号)**」に基づき、JAXAの研究開発の成果に係る**成果活用事業者等**に対して、**出資並びに人的及び技術的援助の業務等を行うこと**で、JAXAの研究開発成果等を活用した新たなベンチャービジネス等を創出するため、研究開発成果の積極的な発信や、民間事業者等との連携によるJAXA内外のアイデアの発掘、事業化に向けた検討の促進、職員による積極的な事業化を促進する支援制度等の環境の整備・強化等を行う。加えて、ベンチャー企業や異業種企業を含む宇宙産業への参入促進等のため、宇宙及び地上でのビジネスに有用な技術の研究開発並びに実証機会の提供の多様化及び拡大に取り組む。これらを通じて、宇宙産業の拡大及び宇宙産業を担うJAXA内外の人材の育成にも貢献する。

(以下略) 3

研究開発法人等の共同研究機能の外部化関係の法改正概要

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律等の改正により、研究開発法人の出資規定を整備し
産学官連携の活性化を図る

現行制度の課題

現行では研究開発法人(科技イノベ活性化法別表第3[※]に掲げる法人)は①～③の事業者に出資可能

①研究開発法人発ベンチャー

②ベンチャーキャピタル

③**成果活用等支援法人**(以下の活動により研究開発の成果の活用を促進する者)

・研究開発の成果の民間事業者への移転(TLO機能) ※Technology Licensing Organization;技術移転機関

・共同研究等についての企画・あっせん

・**その他の活動(⇒共同研究等の実施が法律上明示されていない)**

大学・研究開発法人に内在する産学官連携の課題

- ・産学官連携活動に対する経営上の位置づけが必ずしも高くない
- ・研究のスピード感が合わない
- ・研究成果の活用・提供体制が不十分
- ・職務や能力に見合った処遇が困難

成果活用等支援法人活用のメリット

- ✓ 意欲ある法人のポテンシャルの最大限の発揮
- ✓ 産学官連携の場の形成と研究成果の社会実装の加速による国際競争力の強化
- ✓ 成果活用等支援法人でのノウハウを法人の改革へ活用

※別表第3には22法人が規定されているが、それ以外にも**出資を希望する研究開発法人が存在**

研究開発法人等の共同研究機能の外部化関係の法改正概要

新たな制度概要

1. 成果活用等支援法人において共同研究等が実施できる旨を明確化

○成果活用等支援法人の活動内容として、民間事業者との共同研究や受託研究の実施を法律上明確に位置づける。 ※国立大学法人等は政令改正で対応予定

成果活用等支援法人のイメージ

大学・研究開発法人



出資

成果活用等支援法人

- ・ 特許権等についての企業への実施許諾
- ・ 研究開発法人の成果を企業につなぐための共同研究等の企画提案
- ・ 実用化を目指した共同研究等の実施 等

※組織の在り方は研究開発法人が自らの将来設計に合わせ自主的に判断

プロジェクトA ...

共同研究等

企業

学外において外部資金を活用した研究拠点を設立している例

●SRI International (米国)

- ・スタンフォード大学から独立
 - ・研究・製品開発やコンサルティングサービス等をグローバルに実施
- (総収入：約6億ドル／職員数：約1700名)



●IMEC (ベルギー)

- ・ナノエレクトロニクス、ナノテクノロジー分野における世界的研究拠点
 - ・ルーベン大学が核となり、諸外国の企業・大学等が共同研究を活発に実施
- (総収入：約4.15億ユーロ／所属研究者数：3500名)



2. 科技イノベ活性化法別表第3に出資業務を行うことができる法人として5法人を追加 (22→27法人)

- 防災科学技術研究所
- 宇宙航空研究開発機構
- 海洋研究開発機構
- 日本原子力研究開発機構
- 国立環境研究所

研究開発法人の出資

研究開発法人 赤：法改正により追加	出資先 (◎：金銭出資、○：現物出資のみ) 赤：政令改正で追加		
	ベンチャー	ベンチャーキャピタル	成果活用等 支援法人
国立研究開発法人日本医療研究開発機構			
国立研究開発法人情報通信研究機構	◎	-	-
独立行政法人酒類総合研究所			
独立行政法人国立科学博物館			
国立研究開発法人物質・材料研究機構	◎	-	◎
国立研究開発法人防災科学技術研究所	◎		
国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構	◎	-	-
国立研究開発法人科学技術振興機構	◎	-	-
独立行政法人日本学術振興会			
国立研究開発法人理化学研究所	◎	◎	◎
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構	◎	◎	◎
国立研究開発法人海洋研究開発機構	◎	-	-
国立研究開発法人日本原子力研究開発機構	◎	-	-
独立行政法人労働者健康安全機構			
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所	○	-	-
国立研究開発法人国立がん研究センター	○	-	-
国立研究開発法人国立循環器病研究センター	○	-	-

研究開発法人 赤：法改正により追加	出資先 (◎：金銭出資、○：現物出資のみ) 赤：政令改正で追加		
	ベンチャー	ベンチャーキャピタル	成果活用等 支援法人
国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター	○	-	-
国立研究開発法人国立国際医療研究センター	○	-	-
国立研究開発法人国立成育医療研究センター	○	-	-
国立研究開発法人国立長寿医療研究センター	○	-	-
国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構	◎	-	-
国立研究開発法人国際農林水産業研究センター	◎	-	-
国立研究開発法人森林研究・整備機構	◎	-	-
国立研究開発法人水産研究・教育機構	◎	-	-
国立研究開発法人産業技術総合研究所	◎	-	◎
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	◎	-	-
国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	○	-	-
国立研究開発法人土木研究所	◎	-	-
国立研究開発法人建築研究所	◎	-	-
国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所	◎	-	-
独立行政法人自動車技術総合機構			
国立研究開発法人国立環境研究所	◎	-	-

※黄色マーカー：研究開発法人のうち出資が認められている法人

6

科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（科技イノベ法）：抜粋

第三十四条の六 研究開発法人のうち、実用化及びこれによるイノベーションの創出を図ることが特に必要な研究開発の成果を保有するものとして別表第三に掲げるものは、その研究開発の成果の実用化及びこれによるイノベーションの創出を図るため、個別法の定めるところにより、次に掲げる者に対する出資並びに人的及び技術的援助の業務を行うことができる。

一 その研究開発法人の研究開発の成果に係る成果活用事業者

二 前号に掲げる成果活用事業者に対し当該成果活用事業者の行う事業活動に関する必要な助言、資金供給その他の支援を行う事業であって、その研究開発法人における研究開発等の進展に資するもの（以下この号において「資金供給等事業」という。）を行う者（資金供給等事業を行う投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成十年法律第九十号）第二条第二項に規定する投資事業有限責任組合を含む。）

三 次に掲げる活動その他の活動によりその研究開発法人の研究開発の成果の活用を促進する者

イ その研究開発法人の研究開発の成果の民間事業者への移転

ロ その研究開発法人が民間事業者その他の者と共同して又はその委託を受けて行う研究開発等についての企画及びあっせん

ハ その研究開発法人の研究開発の成果を活用しようとする民間事業者その他の者と共同して又はその委託を受けて行う当該研究開発の成果を実用化するために必要な研究開発

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法（JAXA法）：抜粋

第十八条 機構は、第四条の目的を達成するため、次の業務を行う。

一 大学との共同その他の方法による宇宙科学に関する学術研究を行うこと。

二 宇宙科学技術及び航空科学技術に関する基礎研究並びに宇宙及び航空に関する基盤的研究開発を行うこと。

三 人工衛星等の開発並びにこれに必要な施設及び設備の開発を行うこと。

四 人工衛星等の打上げ、追跡及び運用並びにこれらに必要な方法、施設及び設備の開発を行うこと。

五 前各号に掲げる業務に係る成果を普及し、及びその活用を促進すること。

六 第三号及び第四号に掲げる業務に関し、民間事業者の求めに応じて援助及び助言を行うこと。

七 機構の施設及び設備を学術研究、科学技術に関する研究開発並びに宇宙の開発及び利用を行う者の利用に供すること。

八 宇宙科学並びに宇宙科学技術及び航空科学技術に関する研究者及び技術者を養成し、及びその資質の向上を図ること。

九 大学の要請に応じ、大学院における教育その他その大学における教育に協力すること。

十 科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第三十四条の六第一項の規定による出資並びに人的及び技術的援助のうち政令で定めるものを行うこと。

十一 前各号の業務に附帯する業務を行うこと。

独立行政法人通則法：抜粋

第三十五条の四

3 主務大臣は、中長期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。

4 主務大臣は、前項の規定により中長期目標に係る意見を聴こうとするときは、研究開発の事務及び事業（軽微なものとして政令で定めるものを除く。第三十五条の六第六項及び第三十五条の七第二項において同じ。）に関する事項について、あらかじめ、審議会等（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第三十七条若しくは第五十四条又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるもの（以下「研究開発に関する審議会」という。）の意見を聴かなければならない。